

# 知っておきたい



医療コラム

## がんのおはなし

がん検診には大きく分けて、「対策型がん検診」と「任意型がん検診」という二つの種類があります。

「対策型がん検診」とは集団全体の死亡率減少を目的として実施するものを指し有効性が確立したがん検診が選択されます。「任意型がん検診」とは、人間ドックなど対策型がん検診以外のものが該当します。

日本では厚生労働省ががん検診の効果について評価を行い、科学的根拠に基づいて効果があるがん検診の項目を定め、また、こうしたがん検診が市町村の事業として行われるよう指針を示してい

### 対策型がん検診について

るのをご存知でしょうか？ 厚生労働省が対策型がん検診の対象としているのは胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの五つですが、これらのがん検診については、検査項目や対象となる年齢、受診間隔などが細かく決められています（ご関心のおありの方は、厚生労働省のホームページをぜひご覧になってみてください）。

お住まいの市町村では、健康増進法という法律に基づいてがん検診が実施されています。ほとんどの市町村では、がん検診の費用の多くを公費で負担しており、一部の自己負担でがん検診を受

けることができます。なお、お勤めの職場や、加入する健康保険組合等でもがん検診を実施している場合がありますのでご確認してみてください。

皆様のがん検診を受けることで、がんによる死亡を今よりも減らすことができます。厚生労働省では、がん検診の受診率を50%以上とすることを目標に、がん検診を推進しています。このコロナ禍にあつて検診の受診控えが目立っていますが、それにより、治療可能ながんの発見が遅れることがあってはいけません。ご自身の健康のために検診は正しく受診しましょう。